

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月1日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【電話番号】 03-6703-7940

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF（為替ヘッジあり）

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
（所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」といいます。）について、受益権分割に関する約款変更に伴い記載事項の変更がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

追加型証券投資信託の受益権です。

なお、当初元本は1口当り2,000円とします。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

<訂正後>

追加型証券投資信託の受益権です。

なお、当初元本は1口当り2,000円とします。

2022年2月10日付で、2022年2月9日時点の受益権を1対10の割合で再分割し、1口当り200円とする約款変更を予定しております。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

発行価格は、以下のいずれかを適用します。

なお、当ファンドにおいては、基準価額^{*}は100口当たりの価額で表示されます。

*「基準価額」とは純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。

（以下省略）

<訂正後>

発行価格は、以下のいずれかを適用します。

なお、当ファンドにおいては、基準価額^{*}は100口当たりの価額で表示されます。

*「基準価額」とは純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、2022年2月10日より、1,000口当りで表示される予定です。

（以下省略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

（省略）

ファンドの特色

1 米国の株式を実質的な主要投資対象とし、対象指数の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

- 効率的な運用を目的として、先物取引等を利用することがあります。
- 対象指数の動きと高位に連動する運用を目的として、一時的に純資産総額を超える投資割合で有価証券を組入れることがあります。

※当ファンドにおいては、換金に伴う支払資金の手当て以外を目的とした資金の借入は行われません。

2 実質的な株式への投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）を活用します。また、委託会社の判断により、株式に投資する場合があります。

- 委託会社は、投資対象有価証券の流動性および運用の効率性等を勘案し、ETFの選定、ならびに株式との投資割合を決定します。

<投資対象候補であるETFの概要>（本書作成日現在）

名称	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF		
投資目的	米国の大型株で構成される指数と同等の投資成果を目指します。		
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ		
上場取引所	ニューヨーク証券取引所 Arca	組入銘柄数	506(2021年7月末現在)

※投資対象候補であるETFおよびその概要は、今後変更となる場合があります。

- 有価証券の貸付を行なう場合があります。その場合、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイに有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4 受益権を東京証券取引所に上場します。

- ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。
- 売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

※2022年2月10日より、売買単位は10口単位に変更となる予定です。なお2022年2月10日が分割の効力発生日となりますが、権利落ち日となる2022年2月8日から変更後の市場価額および売買単位で取引されます。

5 購入・換金は一定口数以上の申込に限定されます。

- 対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、購入・換金を対象指数のポートフォリオを構成するために必要な一定口数以上に限定するものです。

（以下省略）

（２）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2020年 6月18日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2020年 6月19日	東京証券取引所へ上場

< 訂正後 >

2020年 6月18日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2020年 6月19日	東京証券取引所へ上場
2022年 2月10日	<u>2022年 2月 9日時点の受益権を 1対10の割合で再分割（予定）</u>

3【投資リスク】

< 訂正前 >

(1) （省略）

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスク（投資リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（以下省略）

< 訂正後 >

(1) （省略）

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（以下省略）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、指定参加者または下記に問い合わせることにより知ることができます。なお、当ファンドにおいては、基準価額は100口当りの価額で表示されます。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）
--

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下のとおりです。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む。）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格。）で評価します。

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、指定参加者または下記に問い合わせることにより知ることができます。なお、当ファンドにおいては、基準価額は100口当りの価額で表示されます。なお、2022年2月10日より、1,000口当りで表示される予定です。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）
--

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下のとおりです。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む。）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格。）で評価します。

（5）【その他】

<訂正前>

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託契約締結日から3年経過の日以降、信託期間中において、受益権の口数が80万口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b . ~ j . （省略）

~ （省略）

<訂正後>

ファンドの償還条件等

a . 委託会社は、信託契約締結日から3年経過の日以降、信託期間中において、受益権の口数が80万口^{*}を下回る
こととなった場合、またはファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得
ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合におい
て、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。

*2022年2月10日付で、当該口数を800万口とする約款変更を予定しております。

b . ~ j . （省略）

~ （省略）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

<訂正前>

1～4（省略）

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6（省略）

<訂正後>

1～4（省略）

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。なお、2022年2月3日付で、受益権の分割および併合の業務処理内容を規定する約款変更を予定しております。変更後の内容は以下となります。

5 受益権の再分割および併合（2022年2月3日付変更内容）

(1) 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(2) (1)の規定により委託会社は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号の通り行ないます。

1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には、特別受益者ごとの口数とします。

2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者毎に合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。

3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。

4. 前号により委託会社が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持ち分に応じて、受益者に分配します。

5. 委託会社は、受益権の取得申込の受付および一部解約の受付について制限を行なう場合があります。

6（省略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)（省略）

(2) 指定参加者

名 称	資本金の額（百万円） （2021年3月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
J P モルガン証券株式会社	73,272	
シティグループ証券株式会社	96,307	
大和証券株式会社	100,000	
野村証券株式会社	10,000	
B N P パリバ証券株式会社	102,025	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
B o f A 証券株式会社	83,140	

(3)（省略）

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)（省略）

(2) 指定参加者

名 称	資本金の額（百万円） （2021年3月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505	
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
J P モルガン証券株式会社	73,272	
シティグループ証券株式会社	96,307	
大和証券株式会社	100,000	
野村証券株式会社	10,000	
パークレイズ証券株式会社	32,945	
B N P パリバ証券株式会社	102,025	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	

B o f A証券株式会社	83,140	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
---------------	--------	---

(3) (省略)